

# 利用にあたって

## 1 2013 年漁業センサスの概要

漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査であり、調査の概要は次のとおりである。

### （1）調査の目的

2013 年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

### （2）調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省   都道府県   市区町村   調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省   地域センター等   調査員	自計報告調査 (面接調査も可能)
	海面漁業地域調査		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省   地域センター等   調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	内水面漁業地域調査		
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省   地域センター等   調査員	自計報告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

注 「海面漁業調査」の「漁業経営体調査」以外（グレー部分）は、農林水産省の直接調査である。

## 2 海面漁業調査 漁業経営体調査の概要

### （1）調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により、農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

### （2）該当市町数

13 市町（県内）

### （3）調査事項

- ア 漁業種類，使用漁船，養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

### （4）調査期日

平成 25 年 11 月 1 日現在

### （5）調査方法

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

### （6）集計方法

単純積み上げにより算出した。

### (7) 今回調査の主な改正点

2008年漁業センサスでは、個人経営体用、会社用、漁業協同組合等用、共同経営用の4種類の調査票で把握していたが、2013年漁業センサスでは、調査実施の効率化等の観点から、個人経営体用及び団体経営体用の2種類の調査票で把握することに変更した。

## 3 調査結果の利活用

- (1) 総務省が行う「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)に基づく普通交付税算定の際に利用
- (2) 「漁業法」(昭和24年法律第267号)に基づき、漁業調整委員会に関する費用の財源に充てるため、都道府県に対する交付金算出の基礎資料として利用
- (3) 水産基本計画に基づき、沿岸漁業について望ましい生産構造の展望を提示するために、漁業経営体数、漁業就業者数等を利用
- (4) 各種水産統計調査の母集団として利用

## 4 利用上の注意

- (1) 構成比(%)は四捨五入のため、内訳の合計が100%にならない場合がある。
- (2) 表中の記号は、次のとおりとする。
  - 「－」 該当数値のないもの
  - 「0.0」 数値が単位未満のもの
  - 「△」 負数又は減少したもの
  - 「x」 個人、法人又はその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- (3) 漁業センサスは属人調査(漁業経営体が居住する地域別に集計する方法)であるため、漁業経営体が他の都道府県や他の市区町村で営んだ漁業であっても、その経営体が居住する都道府県・市区町村・漁業地区において、営んだ漁業経営体数に計上している。

## 5 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数(地域単位)が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

## 6 報告書の内容

この報告書は、平成26年12月25日に農林水産省が公表した「2013年漁業センサス結果の概要(確定値)」の中から主な項目について広島県が独自でとりまとめたものである。